

1 改正の趣旨

※マイナンバー法：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向け、「マイナンバー法※」等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の公布により、国民健康保険法（以下、「国保法」という。）が一部改正され、「被保険者証」の廃止に伴って、この国保法の第9条の「届出等」に関する規定及び同法第127条の「罰則」に関する規定が改正されました。
この改正を受け、本市の国民健康保険条例についても、法改正に沿った内容に改めるものです。

2 主な改正内容

罰則規定となる条例第12条中、国保法第9条規定を引用する箇所について改正し、同法第127条の改正後の内容と揃える。

引用元の条文（現行）	引用元の条文（改正後）
○法第9条第1項規定による届出 ※被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項その他必要な事項の市町村への届出	○法第9条第1項規定による届出（変更なし） ※被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項その他必要な事項の市町村への届出
○法第9条第9項規定による届出 ※世帯に属する被保険者の資格喪失の際の世帯主の市町村への届出及び被保険者証又は被保険者資格証明書の返還	○法第9条第5項規定による届出 ※第9項規定の中から「被保険者証又は被保険者資格証明書」を削るなどの所要の改正を行ったうえで、同項を第5項に改正
○法第9条第3項、第4項規定による被保険者証の返還 ※保険料(税)の滞納世帯に対する被保険者証の返還 ※第3項は納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に納付をしない場合に返還を求める規定、第4項は厚生労働省令で定める期間が経過する前に返還を求める規定	○※引用を削除 ※改正後の第9項第3項規定は資格確認書による資格確認の規定に改正 ※改正後の第9条第4項規定は被保険者が資格に係る事実確認のため、市町村に当該事実を記載した書面又は電磁的方法による提供を求める規定等に改正

3 近隣自治体の改正状況（R6.7.17調査時点）

自治体	改正時期	改定内容
上尾市	9月議会上程予定	北本市と同様の改正を予定
桶川市	9月議会上程予定	北本市と同様の改正を予定
鴻巣市	9月議会上程予定	北本市と同様の改正を予定

4 施行期日

施行日 令和6年12月2日

※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和5年政令第374号）に定める施行期日